

旭川市公共交通利用促進キャラクターデザイン使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市公共交通利用促進キャラクター（以下「キャラクター」という。）デザインの使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてキャラクターデザインとは、旭川市公共交通利用促進キャラクター基本デザインシステム使用マニュアル（以下「使用マニュアル」という。）に示すデザインとし、そのキャラクター愛称は「公共交通あさっぴー」とする。

(使用目的)

第3条 キャラクターデザインの使用は、旭川市及び周辺地域の公共交通の利用促進について、より効果的な広報・啓発を行うこと及びキャラクターPRの寄与を目的とする。

(使用条件)

第4条 キャラクターデザインは、第3条の使用目的に沿って使用するもので、次の各号に該当する場合に使用することができる。

- (1) ポスター、チラシ、パンフレット及びWEBサイト等の広告媒体
- (2) 乗車券、定期券及び乗車カード等の公共交通関連用品
- (3) 公共交通の利用促進を目的としたイベント等で使用するグッズ
- (4) その他公共交通の利用促進又は公共交通あさっぴーのPRに資すると判断できるもの

(使用申請)

第5条 キャラクターデザインを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ旭川市公共交通利用促進キャラクター使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、これを市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 市の機関が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的に使用する場合
- (3) 個人が私的に使用する場合
- (4) 学校等の教育機関が教育の目的に使用する場合
- (5) その他市長が適当と認めた場合

2 前項の規定に基づき提出した使用申請に変更がある場合は、再度旭川市公共交通利用促進キャラクター使用申請書を市長に提出しなければならない。

(使用承認)

第6条 市長は、前条本文の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、キャラクターデザインの使用を承認するものとする。ただし、次の各号のい

いずれかに該当する場合は、その使用を承認しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
 - (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあるもの
 - (3) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるもの
 - (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるもの
 - (5) 市又は公共交通事業者の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるもの
 - (6) キャラクターのイメージを損ない、又は損なうおそれがあるもの
 - (7) その他市長が使用について不相当と認めたもの
- 2 前項本文の承認は、旭川市公共交通利用促進キャラクターデザイン使用申請結果通知書（様式第2号）を交付することにより行うものとする。次項において使用を承認しないときも、同様とする。
- 3 市長は、第1項ただし書の規定により使用を承認しないときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、キャラクターデザインの使用を承認するにあたって、必要な条件を付すことができる。

（使用承認期間）

第7条 デザインの使用承認期間は、特段の定めのない限りにおいて、申請のあった年度から起算し5年経過後の年度末（3月31日）までとする。

（使用上の遵守事項）

- 第8条 キャラクターデザインの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 承認された内容及び第6条第4項の規定により付された条件に従って使用すること。
 - (2) 使用マニュアルに定められた色、形状等に従って使用すること。
- 2 市長は、使用者が前項の規定に従わないときは、必要な改善を求め、又はその使用を中止させることができる。

（承認の取消し）

- 第9条 市長は、キャラクターデザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターデザインの使用承認を取り消すとともに、使用者にその旨を通知するものとする。
- (1) 第6条第1項ただし書各号のいずれかに該当し、又は前条第1項の規定に反していると認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段によりキャラクターデザインの使用承認を受けたと認められるとき。
- 2 前項の規定による使用承認の取消しは、旭川市公共交通利用促進キャラクターデザイン使用承認取消通知書（様式第3号）により行うものとする。

(使用料)

第10条 キャラクターデザインの使用は無償とする。ただし、第6条第4項の規定により付された条件でデザイン監修を受けた者は、デザイン監修料の負担が発生する場合がある。

(使用者の責任)

第11条 キャラクターデザインの使用に係る自己及び第三者への損害等について、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほかキャラクターデザインの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月2日から施行する。